

要求水準書 新旧対照表

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	項目等	旧	新
1	13	第3	2	(5)	ア		駐車場	住棟1階部分をピロティ駐車場として整備することは不可とする。	削除
2	13	第3	3	(3)	イ		電波障害調査	工事施工中及び工事完了後において、必要となった電波障害対策工事は、事業者の責任及び費用において、対策に応じ、設計変更の要否について協議を行い、共同アンテナの設置や受信局変更等による電波障害対策を速やかに実施すること。	工事施工中及び工事完了後において、必要となった電波障害対策工事は、対策に応じ、設計変更の要否について協議を行い、共同アンテナの設置や受信局変更等による電波障害対策を速やかに実施すること。